

「新ジョブ・カード制度の推進について」新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="421 296 797 320">新ジョブ・カード制度の推進について</p> <p data-bbox="118 384 237 408">第1 (略)</p> <p data-bbox="118 472 517 496">第2 職業能力開発促進法における規定</p> <p data-bbox="141 512 1099 624">改正法による法の一部改正において、ジョブ・カードについて、国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、その様式を法令で定め、その普及に努めなければならない旨が規定されているところである。</p> <p data-bbox="163 639 958 663">これにより、当該様式を用いたジョブ・カードの作成及び普及促進に努めること。</p> <p data-bbox="141 679 1099 751"><u>なお、本通知の施行日の前日までに従前の様式を用いて既に作成されたジョブ・カードについては、本通知の施行日以降も引き続き活用することができるものとする。</u></p> <p data-bbox="118 815 667 839">第3 新ジョブ・カード制度推進基本計画に基づく普及</p> <p data-bbox="141 855 1099 967">関係省を含む関係者から構成される「ジョブ・カード制度推進会議」において作成された別紙2の「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、平成27年10月1日より、ジョブ・カードの普及促進を図っている。</p> <p data-bbox="118 1246 327 1270">第4及び第5 (略)</p>	<p data-bbox="1424 288 1800 312">新ジョブ・カード制度の推進について</p> <p data-bbox="1122 376 1240 400">第1 (略)</p> <p data-bbox="1122 464 1509 488">第2 職業能力開発促進法における規定</p> <p data-bbox="1144 504 2107 616">改正法による法の一部改正において、ジョブ・カードについて、国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、その様式を法令で定め、その普及に努めなければならない旨が規定されているところである。</p> <p data-bbox="1167 632 1962 655">これにより、当該様式を用いたジョブ・カードの作成及び普及促進に努めること。</p> <p data-bbox="1122 807 1671 831">第3 新ジョブ・カード制度推進基本計画に基づく普及</p> <p data-bbox="1144 847 2107 959">関係省を含む関係者から構成される「ジョブ・カード制度推進会議」において作成された別紙2の「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、平成27年10月1日より、ジョブ・カードの普及促進を図っている。</p> <p data-bbox="1144 975 2107 1174"><u>なお、ジョブ・カードセンターについては、令和2年度からキャリア形成サポートセンターとして再編整備し、労働者のキャリア・プラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等を支援する拠点としての役割も担うこととした。このため、同計画の「ジョブ・カードセンター」については、「キャリア形成サポートセンター」に読み替えて、新ジョブ・カード制度の普及等を図るものとする。</u></p> <p data-bbox="1122 1238 1330 1262">第4及び第5 (略)</p>

<p>附 則（平成二十七年九月三十日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十八年三月三十一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十九年四月一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十年四月一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領の施行後も、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、平成 30 年厚生労働省告示第 127 号による改正前の様式を利用しジョブ・カードを作成することができる。</p>	<p>第 6 実践的能力証明シート</p> <p><u>ジョブ・カードの職業能力証明としての機能を強化するものとして、「実践的能力証明シート」を別途定める。</u></p> <p>附 則（平成二十七年九月三十日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十八年三月三十一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成二十九年四月一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十年四月一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要領の施行後も、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、平成 30 年厚生労働省告示第 127 号による改正前の様式を利用しジョブ・カードを作成することができる。</p>
<p>附 則（平成三十一年四月一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則（平成三十一年四月一日） （施行期日）</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和二年四月一日） <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (略)

